

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減		
税 目	登録免許税（所得税法等の一部を改正する法律（平成 19 年）附則第 132 条第 5 項～第 7 項）		
要 望 の 内 容	<p>株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の抵当権設定登記等の税率軽減措置（不動産担保 2/1, 000 等への軽減措置）について、商工中金法の改正に伴い、完全民営化のプロセスを凍結し、完全民営化に向けた在り方の検討期限等を延長したため、本措置についても同様に、現在の軽減措置を 3 年間維持・延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲766 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。</p> <p>また、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。</p> <p>さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本措置により、中小企業者の登録免許税の負担が軽減されるため、中小企業者の担保を差し入れて商工中金から借入を行う際の利用負担を軽減し、中小企業者の資金調達の円滑化に寄与していることから、必要不可欠な制度である。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。（本税制措置に係る商工中金の貸付制度を含む政府系金融機関による融資に加えて、信用補完制度も併せて実施することにより達成を目指すもの。）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>抵当権設定登記等の税率軽減措置の適用期間を3年間延長する（平成28年3月31日まで）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>有担保で借り入れる中小企業者の利用負担を出来る限り軽減し、中小企業の資金調達の円滑化を支援する。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。 また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。 さらに東日本大震災への対応としても、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)においても、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するための復興施策として、「中小企業支援については、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、…ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。」と位置付けられている。 資源価格の高騰、金融危機等の影響を受けて、平成20年以降、中小企業の資金繰りは急激に悪化したものの、商工中金による危機対応業務等累次の対策を講じた結果、平成21年3月を底に改善傾向にあり、商工中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化という目標達成に対して、相当の効果があつたものと考えられる。 しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、中小企業の資金繰りは再び急激に悪化しており、先行きは予断を許さない状況にある。 東日本大震災により影響を受けた中小企業を支援するため、平成23年4月以降、商工中金等による東日本大震災復興特別貸付の創設等により、中小企業の資金繰りを支えている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>中小企業の資金繰りDI</p> </div> <p>(出典: 中小企業景況調査(中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構))</p>

※商工中金の貸付実績

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432
うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786
貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699
うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446

要望の措置の適用見込み

平成23年度 2,765件、766百万円
 平成24年度 2,765件、766百万円
 平成25年度 2,765件、766百万円
 平成26年度 2,765件、766百万円
 平成27年度 2,765件、766百万円
 ※現行税率である平成21～22年度の適用実績の平均値

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

本措置による利用者に対する影響・効果は以下のとおり。

①本措置の軽減額（1件あたり平均27万7千円）が、中小企業の経常利益に占める割合：約9%
 ※27万7千円の経常利益を計上するために必要な売上高は21百万円（資本金1億円未満企業の年商230百万円⇒1ヵ月分の売上に相当）。震災、円高等の影響で売上が減少傾向にある中で1ヵ月分の売上に相当する本措置の軽減効果は大きい。

②本措置の金利換算効果
 【長期貸付】約1/10相当
 【短期貸付】約1/6相当

また、登免税軽減措置の設定債権額別分布状況（平成22年度）によれば、特定の規模への偏りは生じていない。

債権額規模	件数	割合
10百万円未満	57	2.7%
10～30百万円	328	15.5%
30～50百万円	312	14.7%
50～100百万円	527	24.9%
100～300百万円	661	31.2%
300百万円以上	234	11.0%
合計	2,119	100.0%

※商工中金調べ

相当性

当該要望項目以外の税制上の支援措置

株式会社商工組合中央金庫の課税標準の特例（地方税法附則第9条第12項、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第6条）

予算上の措置等の要求内容及び金額

本措置の第一意義的な目的である「商工組合中央金庫による担保の抵当権の登記に係るコストを軽減する」とこと同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しない。

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																													
	要望の措置の妥当性	<p>補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、有担で借り入れる場合に一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外には無い。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。</p> <p>なお、政策金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税、公的金融機関が軽減措置を受けていることを勘案すると、同じ公的金融を担う商工中金の登録免許税を軽減することは、他の政策手段と比較しても、国民の納得できる必要最小限の措置である。</p>																													
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>課税軽減件数</th> <th>減収額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>3,136</td> <td>1,664</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>3,240</td> <td>1,402</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2,944</td> <td>1,031</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,676</td> <td>812</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,854</td> <td>719</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：商工中金調べ</p>		課税軽減件数	減収額（百万円）	平成18年度	3,136	1,664	平成19年度	3,240	1,402	平成20年度	2,944	1,031	平成21年度	2,676	812	平成22年度	2,854	719											
		課税軽減件数	減収額（百万円）																												
	平成18年度	3,136	1,664																												
	平成19年度	3,240	1,402																												
平成20年度	2,944	1,031																													
平成21年度	2,676	812																													
平成22年度	2,854	719																													
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>資金調達の円滑化（商工中金の貸付実績）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付金額(億円)</td> <td>133,317</td> <td>144,163</td> <td>156,820</td> <td>141,826</td> <td>129,432</td> </tr> <tr> <td>うち長期貸付</td> <td>20,728</td> <td>20,511</td> <td>25,354</td> <td>27,406</td> <td>25,786</td> </tr> <tr> <td>貸付件数</td> <td>1,080,745</td> <td>1,012,614</td> <td>912,432</td> <td>711,656</td> <td>675,699</td> </tr> <tr> <td>うち長期貸付</td> <td>33,890</td> <td>32,596</td> <td>38,656</td> <td>37,054</td> <td>42,446</td> </tr> </tbody> </table>		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432	うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786	貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699	うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度																										
貸付金額(億円)	133,317	144,163	156,820	141,826	129,432																										
うち長期貸付	20,728	20,511	25,354	27,406	25,786																										
貸付件数	1,080,745	1,012,614	912,432	711,656	675,699																										
うち長期貸付	33,890	32,596	38,656	37,054	42,446																										
前回要望時の達成目標	—																														
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																														
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和44年に創設（税率1/1000（本則4/1000））。 ・以後2年毎に単純延長。 ・平成19年に、政策金融改革に伴う完全民営化に向けて、軽減措置を段階的に縮減し、平成24年度末で現在の不動産担保2/1000等の軽減措置が終了し、平成25年度から引上げ、更に完全民営化時点等で軽減措置が終了する予定。 																														